

大阪市会会議規則の一部を改正する規則案

本案を別紙のとおり提出する。

令和5年6月9日

大阪市会議長 片 山 一 歩 様

提 出 者

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 杉 村 幸太郎 | 竹 下 隆   | 山 本 智 子 |
| 岡 田 妥 知 | 広 田 和 美 | たけち 博 幸 |
| 塩 中 一 成 | 野 上 ら ん | 藤 田 あきら |
| 橋 本 まさと | 岡 崎 太   | 佐々木 り え |
| 高 見 亮   | 西 徳 人   | 佐々木 哲 夫 |
| 杉 田 忠 裕 | 辻 義 隆   | 前 田 和 彦 |
| 荒 木 肇   | 福 田 武 洋 |         |

(別紙)

### 大阪市会会議規則の一部を改正する規則

大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(委員会開催の特例)</p> <p>第41条の2 <u>重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により、若しくは育児、介護等のやむを得ない事由により</u>委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した委員会（以下「オンラインを活用した委員会」という。）を開催することができる。</p> <p>[2・3 略]</p> | <p>(委員会開催の特例)</p> <p>第41条の2 <u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症のまん延防止措置の観点等から</u>委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した委員会（以下「オンラインを活用した委員会」という。）を開催することができる。</p> <p>[2・3 同左]</p> |
| 備考 表中の[ ]の記載は注記である。  |   |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 説 明

オンラインを活用した委員会の開催に関する規定を改めるため、会議規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。